

【津軽半島環境研究センター要綱】

【目的】

第1条 この津軽半島科学研究センター(以後「センター」とする)の目的は、半島地域の地球環境に関わる調査研究を行い、その成果を半島地域の産業、文化、経済、社会、福祉医療、雇用、定住、公共交通などの発展、充実に資することを目的として運営される。センターの設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

【設置】

第2条 このセンターの所在地は、〒037-0602 五所川原市大字松野木字花笠4番地1(旧松野木小学校)2階に置く。

【調査・研究事項】

第3条 センターは次に掲げる三つのグループ体制で調査・研究する。

- (1) 【研究企画グループ】
- (2) 【人づくりと教育企画グループ】
- (3) 【総務地域連携グループ】

【組織】

第4条 センターは、研究員を募り、当初は別表に掲げる者により構成する。

2 前項に掲げる者のほか、センターが必要と認める者を委員や、アドバイザーとして加えることができる。

【センター長及び副センター長】

第5条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長はプログラムマネージャーが指名し、副センター長はセンター長が指名する。
- 3 センター長は会務を総理し、センターを代表する。
- 4 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理する。

【会議】

第6条 センターの会議は、センター長が招集し、センター長が会議の議長となる。

2 センターの会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、センターの議事は、出席の委員の過半数の同意によってこれを決する。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 第3条第3号にかかる議事のうち、実施する事業を決定しようとするときは、関係する事業者から予め同意を得るものとする。

4 センターの会議には、必用に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

【庶務】

第7条 センターの庶務は、津軽半島環境研究センターにおいて処理をする。

【予算】

第8条 センターの予算は、当面は白神自然学校内からの支出で賄うこととするが、下記の助成金・補助金で運営する。

- (1) 文科省・国交省・観光庁・農水省・環境省関係の補助金
- (2) 民間の助成金
- (3) 各大学等の研究費の一部の申請で賄うものとする。

【その他】

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

【実施期日】 平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

【津軽半島環境研究センター体制】

総合センター長	滋賀県立大学理事	岩坂泰信
センター長	青森中央学院大学教授	塩谷未知
副センター長兼事務局長	白神自然学校一ツ森校	代表 永井雄人
研究員	東京理科大	西川
研究員	名古屋大学環境学研究科准教授	長田
研究員	金沢大学環日本海域環境研究センター准教授	松木篤
研究員	愛知工業大学工学部客員教授	伊豆原浩二【都市環境学科】
研究員	アジア大気汚染研究センター研究員	猪股 弥生
研究員	青山学院大学 非常勤講師	新見 康明【地域再生論】
	北アルプス展望館	館長(長野県池田町)
研究員	地域再生診療所	代表執行役 井上 浩司
研究員	鳥取大学乾燥地研究センター	准教授 黒崎泰典
研究員	東京理科大学環境安全センター	センター長 西川雅高
研究員	名古屋産業大学大学院非常勤講師	児玉 剛則
研究員	弘前大学大学院地域社会研究科	院生 飯田清子 (地域社会研究科)
研究員	NPO 法人 ASETT 事務局長	西澤 肇 (環境管理士)
委員	青森中央学院大学	講師 大谷太智雄
委員	津軽ペレット共同組合	理事長 松野武司
委員	ヒューレックス(株)	代表取締役社長 松橋 隆広

【協力者】

東北経済産業局 青森県サポーター

JTB ソーシャルソリューション地域交流推進局マネージャー 高知尾 昌行

第 1 期の人事体制

研究センター長 塩谷

研究副センター長 永井

- ・研究企画グループ 岩坂 (グループ長) 猪俣、松木、黒崎、西川
- ・人づくりと教育企画グループ 塩谷 (グループ長) 大谷
- ・総務地域連携グループ 永井 (グループ長) 西澤・飯田